

特別養護老人ホーム 松島長松苑
「指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護」
重要事項説明書

社会福祉法人 千賀の福祉会
特別養護老人ホーム 松島長松苑

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定 第0472600295号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 職員の配置状況.....	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	5
5. 事故・緊急時等における対応方法.....	7
6. 個人情報の利用目的についての同意.....	8
7. 第三者評価について.....	11
8. 苦情の受付について.....	11

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 千賀の浦福祉会
(2) 法人所在地 宮城県多賀城市高橋四丁目24番1号
(3) 電話番号 022-309-7288
(4) 代表者氏名 理事長 平 正 美
(5) 設立年月 昭和61年 7月25日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

- 指定短期入所生活介護事業所 平成13年2月19日指定
(令和3年2月19日指定更新・更新有効期間満了日：令和9年2月18日)
 - 指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成18年4月14日指定
(令和6年4月14日指定更新・更新有効期間満了日：令和12年4月13日)
 - 宮城県 第0472600295号
- ※ 当事業所は特別養護老人ホーム松島長松苑に併設されています。

(2) 事業所の目的

指定短期入所生活介護事業は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。この施設は、身体上又精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 松島長松苑
(指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活事業所)

- (4) 事業所の所在地 宮城県宮城郡松島町根廻字上山王6番地27
(5) 電話番号 022-355-1121
(6) 事業所長（管理者）氏名 東 浩

(7) 当事業所の運営方針

要支援・要介護状態等となった利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護とその他の日常生活の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに家族の身体的及び心理的負担の軽減を図る。

ケアマネージャーの作成した「居宅サービス計画」に沿ったサービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービス内容を盛り込んだ短期入所生活介護計画を作成し、利用者または家族に説明を行い、同意を得る。

特に、認知症の要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスができるように体制を整える。

この事業の提供にあたっては、親切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法と利用料金等について、理解しやすいように文書で説明を行い、同意を得る。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスの提供に努めるものとする。

地域社会への貢献活動をすすめ、介護保険制度の普及発展に寄与する。

(8) 開設年月 平成13年2月19日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9時30分～17時

(10) 利用定員 10人

(11) 居室等の概要

当事業所が提供する居室は一人部屋（従来型個室）と二人部屋（多床室）となっております。原則として入居される居室はご契約者のご希望ではなく、事業所においてご契約者の心身の状況を鑑み選定するものとする。但し、希望する居室がある場合はその旨申し出て下さい。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	2室	従来型個室
2人部屋	4室	多床室
合計	6室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒・自転車練習機・交互滑車訓練器
浴室	1室	車椅子入浴装置・コンパクト中間浴槽 電動油圧入浴リフト・一般浴槽
医務室	1室	

※上記は、宮城県が基準定める条例により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。また、上記設備は併設の指定介護福祉施設と共用となっております。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室は2人部屋と個室となっております。2人部屋は障子で区切ることができ入り口も別になっております。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	21名以上	21名
3. 生活相談員	1名以上	1名
4. 看護師又は看護職員	3名以上	3名
5. 医師（非常勤嘱託医：内科）	1名以上	必要数
6. 管理栄養士	1名以上	1名
7. 介護支援専門員	1名以上	1名
8. 機能訓練指導員（看護職員兼務）	1名以上	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月・木曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早番： 7:30～ 16:30 2名 日中： 9:00～ 18:00 2名 遅番： 10:30～ 19:30 3名 夜間： 16:30～翌10:30 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 1名 早番： 7:45～16:45 日勤： 8:45～17:45 遅番： 9:30～18:30
4. 施設長 生活相談員 介護支援専門員 栄養士	日中： 9:00～18:00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①介護

- ・施設は、サービス計画書に基づき利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切なサービスの提供を行います。

②入浴

- ・入浴を週2回以上行います。身体上の理由で入浴できない場合、清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員（看護職員兼務）により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れ、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた、介護保険負担割合の1割から3割の自己負担額と居住に要する費用及び食事の提供に要する費用の合計額をお支払い下さい。

【1 割負担分】

短期入所生活介護（利用料金）

（多床室・従来型個室）

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度別のサービス利用料金	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円

介護予防短期入所生活介護（利用料金）

（多床室・従来型個室）

区分要介護度	要支援 1	要支援 2
1、ご契約者の要介護度別のサービス利用料金	4, 5 1 0 円	5, 6 1 0 円
2、うち介護保険から給付される金額	4, 0 5 9 円	5, 0 4 9 円
3、サービス利用に係る自己負担額（1－2）	4 5 1 円	5 6 1 円

上記の利用料金に加算して1日あたり、次の利用料金が加算されます。

○夜勤職員配置加算（Ⅰ）130円（1割の13円）〔短期入所生活介護利用者のみ加算〕

○サービス提供体制強化加算（Ⅱ）180円（1割の18円）

○生産性向上推進体制加算（Ⅰ）1000円/月（1割の100円）

又は（Ⅱ）100円/月（1割の10円）

○介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）介護給付対象サービスの14%

☆ 上記の加算以外、該当者のみ次の利用料金が加算されます。

○療養食加算 80円/回（1割の8円）

○若年性認知症受入加算1, 200円/日（1割の120円）

○緊急短期入所受入加算 900円/日（1割の90円）

☆ 上記①と②の短期利用者が送迎サービスをご利用なされる場合、上記自己負担以外に下記の料金の支払いをいただきます。

☆（通常範囲の送迎費）

片道	184円	往復	368円
----	------	----	------

【2割負担分】

短期入所生活介護（利用料金）

（多床室・従来型個室）

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. ご契約者の要介護度別のサービス利用料金	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,824円	5,376円	5,960円	6,520円	7,072円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,206円	1,344円	1,490円	1,630円	1,768円

介護予防短期入所生活介護（利用料金）

（多床室・従来型個室）

区分要介護度	要支援1	要支援2
1、ご契約者の要介護度別のサービス利用料金	4,510円	5,610円
2、うち介護保険から給付される金額	3,608円	4,488円
3、サービス利用に係る自己負担額（1－2）	902円	1,122円

上記の利用料金に加算して1日あたり、次の利用料金が加算されます。

○夜勤職員配置加算（Ⅰ）130円（2割の26円）〔短期入所生活介護利用者のみ加算〕

○サービス提供体制強化加算（Ⅱ）180円（2割の36円）

○生産性向上推進体制加算（Ⅰ）1000円／月（2割の200円）

又は（Ⅱ）100円／月（2割の20円）

○介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）介護給付対象サービスの14%

☆ 上記の加算以外、該当者のみ次の利用料金が加算されます。

○療養食加算 80円/回（2割の16円）

○若年性認知症受入加算1,200円/日（2割の240円）

○緊急短期入所受入加算 900円/日（2割の180円）

☆ 上記①と②の短期利用者が送迎サービスをご利用なされる場合、上記自己負担以外に下記の料金の支払いをいただきます。

☆（通常範囲の送迎費）

片道	368円	往復	736円
----	------	----	------

【3割負担分】

短期入所生活介護（利用料金）

（多床室・従来型個室）

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度別のサービス利用料金	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,221 円	4,704 円	5,215 円	5,705 円	6,188 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,809 円	2,016 円	2,235 円	2,445 円	2,652 円

介護予防短期入所生活介護（利用料金）

（多床室・従来型個室）

区分要介護度	要支援 1	要支援 2
1、ご契約者の要介護度別のサービス利用料金	4, 5 1 0 円	5, 6 1 0 円
2、うち介護保険から給付される金額	3, 1 5 7 円	3, 9 2 7 円
3、サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1, 3 5 3 円	1, 6 8 3 円

上記の利用料金に加算して1日あたり、次の利用料金が加算されます。

○夜勤職員配置加算（Ⅰ） 1 3 0 円（3割の3 9 円）〔短期入所生活介護利用者のみ加算〕

○サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1 8 0 円（3割の5 4 円）

○生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 1 0 0 0 円／月（3割の3 0 0 円）

又は（Ⅱ） 1 0 0 円／月（3割の3 0 円）

○介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）介護給付対象サービスの1 4 %

☆ 上記の加算以外、該当者のみ次の利用料金が加算されます。

○療養食加算 8 0 円/回（3割の 2 4 円）

○若年性認知症受入加算 1, 2 0 0 円/日（3割の3 6 0 円）

○緊急短期入所受入加算 9 0 0 円/日（3割の2 7 0 円）

☆ 上記①と②の短期利用者が送迎サービスをご利用なされる場合、上記自己負担以外に下記の料金の支払いをいただきます。

☆（通常範囲の送迎費）

片 道	5 5 2 円	往 復	1, 1 0 4 円
-----	---------	-----	------------

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

＜通常の送迎の実施区域＞

利用者の入退所時には、利用者の希望に応じて居宅への送迎サービスができるものとする。なお、送迎を行う地域については、松島町・塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町・利府町・大崎市（鹿島台町）・東松島市（鳴瀬町）・大郷町の区域とする。

＜送迎の実施区域外の利用料金＞

送迎サービスが通常の範囲を超える場合は、介護保険料の送迎費の他に別に定める利用料（下記の料金表）を徴収することができるものとする。

距 離	料 金
10 km未満	1,000円
10 km以上20 km未満	2,000円
20 km以上	10 km毎に1,000円加算

※通常の送迎地域を越えてからの距離

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 滞在に要する費用及び食事の提供に要する費用

☆居住 ・居住に関しては、多床室及び従来型個室でサービスを提供します。

☆食事 ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
 ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食7：30～8：30 昼食12：00～13：00 夕食17：30～18：30

単価／1日

滞在費【多床室】	従来型個室	食費（日額）
915円	1,231円（	2,050円
※食費につきましては実際に食された実数分を請求致します 内訳（朝食：680円 昼食：690円 夕食：680円） ※食費と滞在費に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。		

② おやつ代

1日1回（午後） 1回あたり 66円

③ 理髪・美容

[理髪サービス]

月に2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、パーマ）をご利用いただけます。実費負担となります。

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。材料費として実費負担いただく場合があります。

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費（10円）をご負担いただきます

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

ア・退所時の現金支払

イ・契約者からの口座振替

ウ・下記指定口座への振込

社会福祉法人 千賀の浦福祉会

特別養護老人ホーム 松島長松苑 施設長 東 浩

七十七銀行 松島支店 普通預金 9096469

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の100% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 事故・緊急時等における対応方法

短期介護サービスの提供中に事故や緊急時が発生した場合は、次のとおり対応します。

- ① 短期介護サービスの提供中に利用者に事故や突然身体等の急変が生じた場合、看護師等による応急処置を講ずると共に、ご契約者の主治医などと連絡をとりながら、病院緊急搬送等必要な処置を講じます。また、職員は、直ちに家族との連絡をとり事故内容や症状などの説明を行います。
- ② 外出などの搬送・送迎中に交通事故が発生した場合は、携帯電話等により施設に事故内容を通報すると共に、警察及び救急車の要請の有無についても報告します。施設職員は、関係施設内の看護師等の応援部隊を現地に派遣し必要な措置を講じます。
- ③ 上記の事故等が発生した場合は、速やかに該当する市町村の関係課に連絡をとり、必要な措置を講じます。

6. 個人情報の利用目的についての同意

社会福祉法人千賀の浦福社会個人情報保護規程に基づき利用目的の特定（別紙）をいたしましたので、この利用目的に同意します。また、当事業所では、個人情報保護に取り組んでおりますが、介護サービスを行うにあたり、次項の最低限の個人情報を開示させていただきます。これらの個人情報の保護（開示不可）をご希望の方は、契約時に申し出て戴きたくお願いいたします。事業所では、匿名など配慮いたします。

- (1) 居室の名札開示
- (2) 洗濯物の氏名記入

7. 第三者評価について

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

8. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）*

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職氏名] 次長兼生活相談員 宮本 昌典
次長兼生活相談員 内海 松二

○苦情受付責任者

[職氏名] 施設長 東 浩

○受付時間 9：00～17：00

また、苦情受付ボックスを正面玄関公衆電話脇に設置しています。

(2) 当法人における苦情の受付

当法人においては、苦情解決体制として以下の第三者委員5名を選任し、上記受付窓口以外でも対応しております。直接でもかまいませんので申し出てください。

第三者委員氏名	住 所	電話番号
佐々木 和 夫	塩 竈 市 伊 保 石 3 4 1 番 3	0 2 2 - 3 6 7 - 4 0 7 5
大 倉 克 志	多賀城市鶴ヶ谷二丁目36番10号	0 2 2 - 3 6 4 - 7 2 1 7
佐 藤 笑 子	七ヶ浜町境山二丁目21番27号	0 2 2 - 3 6 5 - 7 5 4 0
安 住 敦 子	東松島市小野字中央30番地の20	0 2 2 5 - 8 7 - 2 4 5 6

(3) 行政機関その他苦情受付機関

松島町健康長寿課 高齢者支援班	所在地 宮城県宮城郡松島町根廻字上山王6番地27 電話番号 022-355-0677 受付時間 8：30～17：00
塩釜市福祉子ども未来部 高齢福祉課介護保険係	所在地 宮城県塩釜市本町1番1号 電話番号 022-364-1204 受付時間 8：30～17：00
多賀城市保健福祉部 介護・障害福祉課 介護保険係	所在地 宮城郡多賀城市中央2丁目1番1号 電話番号 022-368-1141 受付時間 8：30～17：00
七ヶ浜町長寿社会課 介護保険係	所在地 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1 電話番号 022-357-7447 受付時間 8：30～17：00
利府町保健福祉部 地域福祉課介護福祉係	所在地 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 電話番号 022-767-2198 受付時間 8：30～17：00
大崎市民生部 高齢介護課	所在地 宮城県大崎市古川七日町1番1号 電話番号 0229-23-6085 受付時間 8：30～17：15
東松島市 高齢障害支援課 高齢介護係	所在地 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1 電話番号 0225-82-1111 受付時間 8：30～17：15
大郷町保健福祉課 長寿・介護係	所在地 宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8 電話番号 022-359-5507 受付時間 8：30～17：15

国民健康保険団体連合会	所在地 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2-3 電話番号 022-222-7700 受付時間 9：00～16：00
福祉サービス利用に関する運営適正化委員会	所在地 宮城県仙台市青葉区本町3丁目7-4 電話番号 022-716-9674 受付時間 9：00～16：00

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 松島長松苑

説明者 職 名 次長兼生活相談員 _____

氏 名 内 海 松 二 _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏名 _____ (印)

代理者 住所 _____

氏名 _____ (印)

利用者との続柄 : _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 RC造平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 3,093.65㎡
- (3) 事業所の周辺環境

松島町町民の森「長松園」の敷地内に建てられ同敷地には、松島町健康保健センター・野外活動センター等があり、周りには緑が多く四季折々の変化が見られ町民たちの憩いのエリアとなっています。

施設は、二人部屋と個室になっておりが、二人部屋も障子で区切られて入り口は別になっておりプライバシーが守られています。また、ほとんどの部屋にはトイレが付いております。

入浴設備もととのえおり個人に合った入浴ができます。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護・看護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名以上の看護師又は看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。(看護職員が兼務で担当)

介護支援専門員…ご契約者の適切な施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

1名の介護支援専門員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

医師の勤務体制は毎週月・木曜日の14:00～16:00となっています。(但し、祭日、休日、12月29日～1月3日を除く)

3. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに

に、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

利用にあたり、持ち込み物については職員にその都度ご相談ください。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第12条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、事前にお届けのあった緊急連絡先、救急医療機関、居宅介護支援事業所等に連絡致します。緊急連絡先に連絡が取れない場合は、施設の判断で緊急処置を行いますので、予めご了承ください。

①協力医療機関

医療機関の名称	松島病院	塩釜市立病院	仙塩総合病院	利府掖済会病院
所在地	松島町高城浜	塩釜市香津町	多賀城市桜木	利府町森郷
診療科	総合	総合	総合	総合

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	松島海岸診療所 歯科
所在地	宮城県宮城郡松島町松島字普賢堂2-11

※上記の協力医療機関については、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、上記の医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

※ご利用期間中のかかりつけ医への定期受診は、ご家族での対応をお願い致します。

5. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が死亡した場合②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、前日までに申し出てください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご契約者が入院された場合③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生 |
|---|

活介護サービスを実施しない場合

- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 19 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 16 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。